

令和6年度 いじめ防止基本方針



七尾市立東湊小学校

〒926-0011 七尾市佐味町10部4

TEL 0767-52-3149

FAX 0767-52-1200

e-mail minatosho@edu.city.nanao.ishikawa.jp

	ページ
目次	1
1 いじめの問題への基本姿勢	2
2 いじめの防止のための組織及び施策等	2～6
3 いじめの理解	6～9
4 いじめの未然防止	9～10
5 いじめの早期発見	10～12
6 いじめに対する措置	13～18
7 インターネット上でのいじめ対応	18～20
8 家庭・地域の役割	20～21
9 重大事態への対処	21～22
10 その他	22～23

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめは、全ての児童生徒が関係する問題であり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることから、この対応は学校における最重要課題の一つである。

本校では、いじめの問題に対して毅然とした対応を行うとともに、「平時からの基本姿勢」に基づきながら、「未然防止」・「早期的・積極的発見」・「いじめに対する措置（早期的・積極的対応）」を充実させることで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。

○学校における平時からの基本姿勢

- ・いじめが「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員で十分認識し、未然防止の取組を行う。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめの問題に対して毅然とした対応をとることを示す。
- ・児童一人一人を大切にする意識や、教職員の日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識するようにする。教職員自身が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることもあることを認識する。継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細やかな実施把握に努め情報を全教職員で共有する。児童が発するサインを見逃さないようにする。

2 いじめの防止のための組織及び施策等

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら、子どもの健全育成を図り、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(2) いじめ問題対策チームの常設

① 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭等、外部人材として、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等で構成するものとする。

③ 機能・役割

○いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・「学校いじめ防止基本方針」や行動計画の作成・見直しをする。【生徒指導主事】
- ・定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有をする。【全職員】

- ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の推進を図る。【児童会担当】
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
【教育相談コーディネーター】
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。【校長】
- 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。【生徒指導主事】
 - ・事例等を活用し、いじめ問題対応についてのスキルの向上を図る。【生徒指導主事】
- 教職員及び児童、保護者、地域に対する周知
 - ・学級・学年懇談会等で保護者、及び地域に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。【校長・生徒指導主事】
 - ・PTA や外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
【教頭】
 - ・家庭や地域からの情報提供について受付窓口を設置しこれを周知する。
【教育相談コーディネーター】
- いじめ問題発生時における個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理【生徒指導主事】
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請【校長】
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請【校長】
 - ・個別案件対応班への指示・助言【校長】

(3) 個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

当該児童の学級担任といじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることがある。いじめ案件1件ごとに組織する。

③ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。【担任】
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。【校長】
- ・役割分担に沿った対応を進める。【各担当】
- ・事態の進捗状況を適宜いじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。【各担当】
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。【対応班】
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。【生徒指導主事】

(4) いじめ問題アドバイザーの活用について

① 目的

外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用計画

- ・ 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・ いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・ いじめ問題に関する研修講師

(5) いじめ問題に対する校内体制整備

① 校長

- ・ PTA の各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を積極的に提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP・学校だより等による広報活動を積極的に行う。

② 教頭

- ・ 外部機関と連携する。
- ・ 教育相談担当者とともに、相談窓口であることの周知をする。

③ 教務主任

- ・ 6月、10月、2月に保護者・児童に対するいじめアンケートを実施する。
- ・ 生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーターとともに資質向上の校内研修を企画・運営する。

④ 生徒指導主事

- ・ 共通理解、共通認識のもとで指導が展開できるように、東湊スタンダードを基本とした指導を行う。
- ・ 毎週金曜日16時15分より、児童理解の会を設定し、全職員による全児童の共通理解の場を設ける。
- ・ 教務主任、特別支援教育コーディネーターとともに資質向上の校内研修を企画・運営する。
- ・ 「先生たちからのいいところみつけ」で児童のよい行動について給食時の放送で全職員が交替で知らせる。
- ・ いじめ防止基本方針を作成し、適宜見直しをする。
- ・ 生徒指導だよりを通して、家庭に取組を知らせる。

⑤ 担任

- ・ いじめ未然防止の内容を含めた学級経営・指導方針・指導方法を定める。
- ・ いじめ未然防止の内容を含めた学級経営・指導方針・指導方法を学級懇談会で説明する。
- ・ 隔週木曜日（学期始めは毎週）に「おしえてアンケート」を実施し、児童の困りごとを把握する。記載があった児童には、金曜日の放課後までに聞き取り、相談・指導を行う。
- ・ 5月・10月・2月に学校生活アンケートを実施し、全児童対象の個人面談ウィークを設定する。学校生活や友達等に関する困りごとや頑張りについて話す機会を設ける。
- ・ 11月にネットトラブルアンケートを行い、実態を把握する。また、実態に合った指導をICTサポーターと連携して行う。
- ・ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。

- ・いじめの取組について学級・学年通信を通して保護者に協力を呼びかける。

⑥ 縦割り班・児童会担当

- ・運動会やなかよし元気遠足等、縦割り班活動を通して、児童同士が互いの良さに気づき、自己有用感や自己肯定感をもつことができるような取組を実施していく。行事がない月は、絆タイムを設定し、6年生が中心となって計画を立てる。
- ・清掃は、縦割り班で行い、協力しながら自分の役割を果たすことができるようにする。
- ・正しい言葉を使って友達と接することができるよう、いじめ防止に関する標語募集を行う。集まった標語を児童会が中心となって集会で紹介し、全児童が正しい言葉を使うことができるよう啓発活動を行う。

⑦ 養護教諭

- ・毎月1度、保健室利用状況等について共通理解の場を設ける。
- ・日常的な取り組みとして、保健室を利用する児童の中で気になる児童がいる場合については、担任にすぐ連絡する。

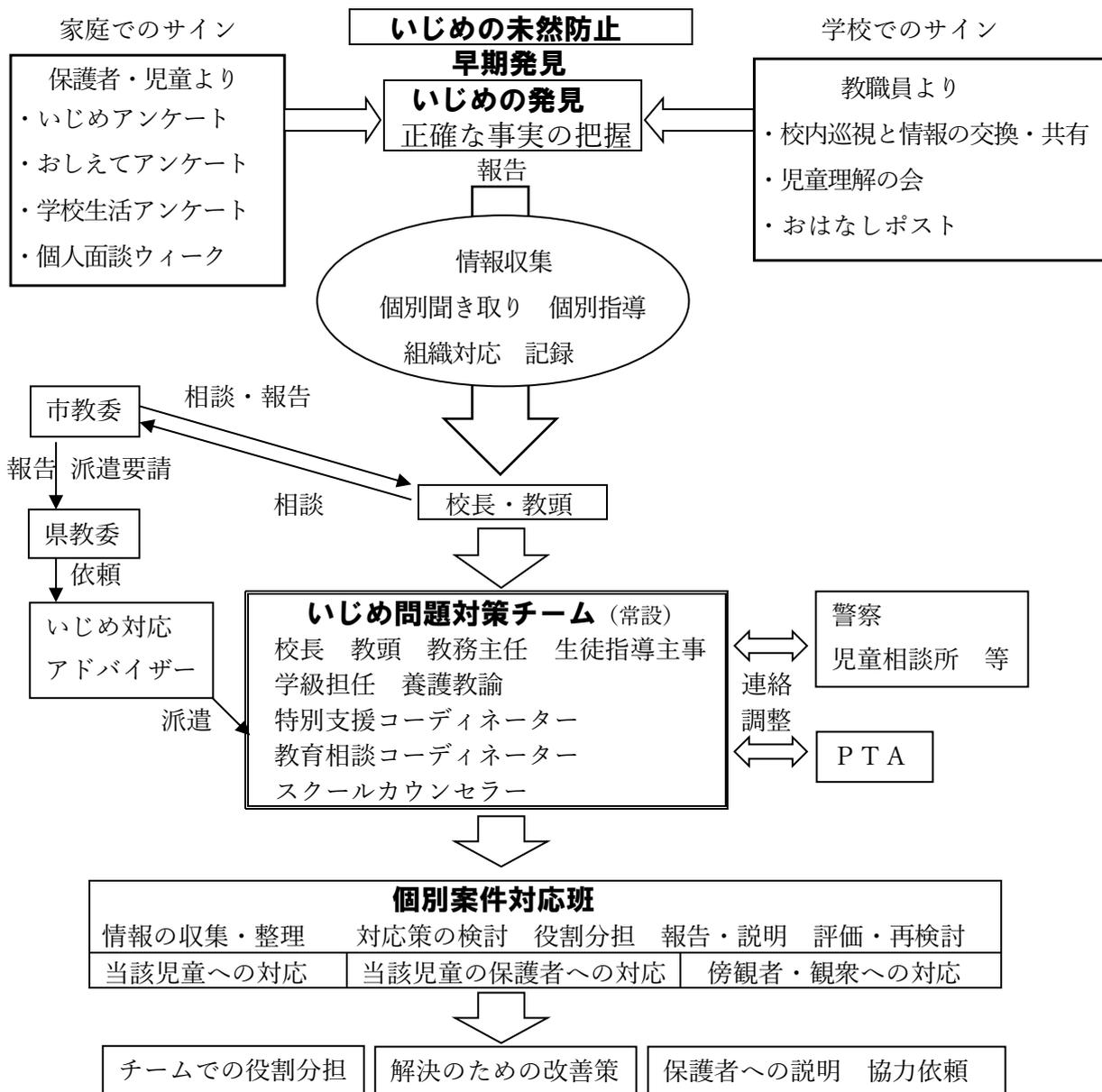
⑧ 教育相談コーディネーター

- ・相談窓口であることの周知を図る。
- ・「おはなしポスト」の設置・管理・対応を行う。
- ・スクールカウンセラーと連携し、相談が円滑に行われるよう調節する。
- ・教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーターとともに、資質向上の校内研修を企画・運営する。

⑨ 特別支援教育コーディネーター

- ・「個別の支援シート」「個別の教育支援計画」を作成し、学期末に見直しを図る。
- ・教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーターとともに、資質向上の校内研修を企画・運営する。

(6) 対応マニュアル図



3 いじめの理解

(1) いじめを捉える視点

いじめの定義 (平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法より」)

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

留意点

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
 - ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
 - ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
 - ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
 - ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
 - ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 - ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
 - ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合について、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - *好意から行った行為が、意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
 - *軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。
- ただし、これらの場合であっても、「法」が定義する「いじめ」に該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) いじめは笑いに隠される

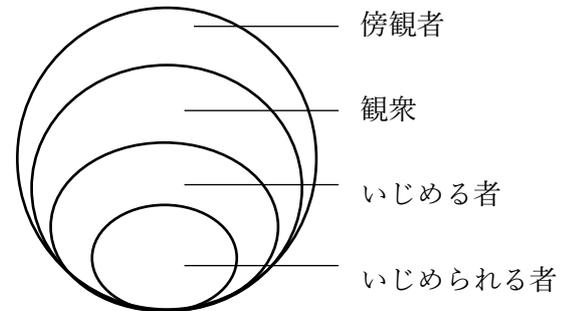
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた。楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの4層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二択関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをする。 等

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行」(刑法第208条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる→「傷害」(刑法第204条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→「暴行」(刑法第208条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る→「脅迫」(刑法第222条)

- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要」(刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」(刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗」(刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗」(刑法第236条)
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊等」(刑法第261条)
- ・校内や地域の壁、掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く→「名誉棄損」(刑法第230条)
→「侮辱」(刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「強制わいせつ」(刑法第176条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ所持、提供等」(児童買春、児童ポルノ禁止法第7条)

4 いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・学校づくりを行っていくことである。また、互いを認め合える人間関係や学校風土を児童自らが作り出していくことである。

本校では、児童をいじめに向かわせないための未然防止の以下の取組を、学校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が取り組んでいくものとする。

○分かる授業づくり（「授業の中の居場所づくり」）の推進

- ・児童が主体的に参加し充実感がもてるような、一人一人を大切にされた授業づくりをする。

○道徳教育や人権教育等の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進
- ・いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」の推進
- ・魅力的な教材開発と活用による道徳性の育成【情報モラル教室】
- ・人権講話・人権教室を通じた人権感覚の育成【人権教室】

○規範意識の育成

- ・校内の規律や授業中の規律の定着による規範意識の醸成
【学校目標】【学級目標】【生活目標】【学習ルールの徹底】【スクールバス乗車指導】
- ・問題行動への毅然とした対処による責任と義務の指導
- ・全教職員による共通理解と徹底【児童理解の会】

○自己有用感や自己肯定感を育む取組の充実【先生たちからのいいところみつけ】

- ・教育活動全体を通じた児童の活躍の場の設定
- ・教育活動全体を通じた他者の役に立っていると感じ取れる場の設定

○よりよい人間関係づくり

- ・グループワーク・トレーニング
- ・異学年等の交流活動の推進【縦割り班清掃】【絆タイム】【なかよし元気遠足】【校内なわとび大会】

○児童会が中心となる取組の充実

- ・「いじめを絶対に許さない」という意識と学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気醸成
- 【人権標語募集】【委員会活動の充実】

○体験活動を取り入れた取組

- ・ボランティア活動・自然体験の推進【宿泊体験活動】【そり・スキー活動】【米・いちご作り】
- ・高齢者・他校種との交流の推進【地域の特別養護老人ホームとの交流】【昔遊び体験】

○家庭や地域と連携した取組

- ・いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり【生徒指導だより】【非行・被害防止講座】
- ・家庭・地域からの相談窓口の設置

5 いじめの早期発見

○小さなサインを見逃さない取組【休み時間、放課後の児童観察】【生活ノートや連絡帳の活用】

○児童に関する情報交換【児童理解の会（毎週）】

○定期的なアンケート調査の実施

- 【いじめアンケート】【おしえてアンケート（隔週）】【学校生活アンケート（每学期）】
- 【ネットトラブルアンケート】

○教育相談体制の充実【スクールカウンセラーによる教育相談（毎週）】【個人面談ウィーク（每学期）】

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

<いじめられている子どもが学校で出すサイン例> ※無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。 ・表情が冴えず、うつむきがちになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ・出席確認の声が小さい。
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物が多くなる。 ・用具、机、椅子等が散乱している。 ・席を替えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・涙を流した気配が感じられる。 ・周囲が何となくざわついている。 ・一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい答えを冷やかされる。 ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ・保健室によく行くようになる。 ・グループ分けで孤立することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ・ひどいアダ名で呼ばれる。 ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする。 ※テストを白紙で出す。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い。 ・用もないのに職員室等に来る。 ・プロレスごっこで負けることが多い。 ・遊びの中で、いつも同じ役をしている。 ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中で孤立しがちである。 ・集中してボールを当てられる。 ※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物にいたづらをされる。 ・嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ・グループで食べる時、席を離している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その子どもが配膳すると嫌がられる。 ※好きな物を級友に譲る。

清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられる。 ・最後まで一人です。 ・椅子や机がぼつんと残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる。 ※人の嫌がる仕事を一人です。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ・急いで一人で帰宅する。 ・用事がないのに学校に残っている日がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ※他の子の荷物を持って帰る。

<いじめている子どもが学校で出すサイン例>

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 ・プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする。 ・後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている。 ・授業の後片付けを押しつけている。 ・自分の宿題をやらせている。 ・指名されただけで目配りし、嘲笑する。 	
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なことを言わせたり、嫌なものをさわらせたりしている。 ・移動の際など、自分の道具を持たせている。 ・けんかするよう仕向けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平気で蹴ったり、殴ったりしている。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳させたり、後片付けさせたりしている。 ・自分の嫌いな食べ物を押しつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きな食べ物を無理矢理奪う。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・雑巾がけばかりさせている。 ・机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑巾を絞らせている。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の用事に付き合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違う方向なのに待たせて一緒に帰る。

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ・活気がなく、おどおどしている。 ・視線を合わさない。 ・やる気を失う。 ・独り言を言ったり急に大声を出したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寂しそうな暗い表情をする。 ・教師と話するとき不安な表情をする。 ・手遊び等が多くなる。 ※言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書等にいたずら書きされる。 ・刃物等、危険な物を所持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服装が乱れたり破れたりしている。 ・持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 ・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 ・教材費、写真代等の提出が遅れる。 ・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 ・SNSのグループから故意に外される。 ・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。 	

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

学校は、保護者から子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

<いじめられている子どもが家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ・ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネット等を通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・パソコン携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(3) 配慮が必要な児童

下記に示した特に配慮が必要な児童について理解を深め、適切な支援を行うとともに、組織的に指導する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- ・病気や感染症の児童、その治療に関わる家族がいる児童

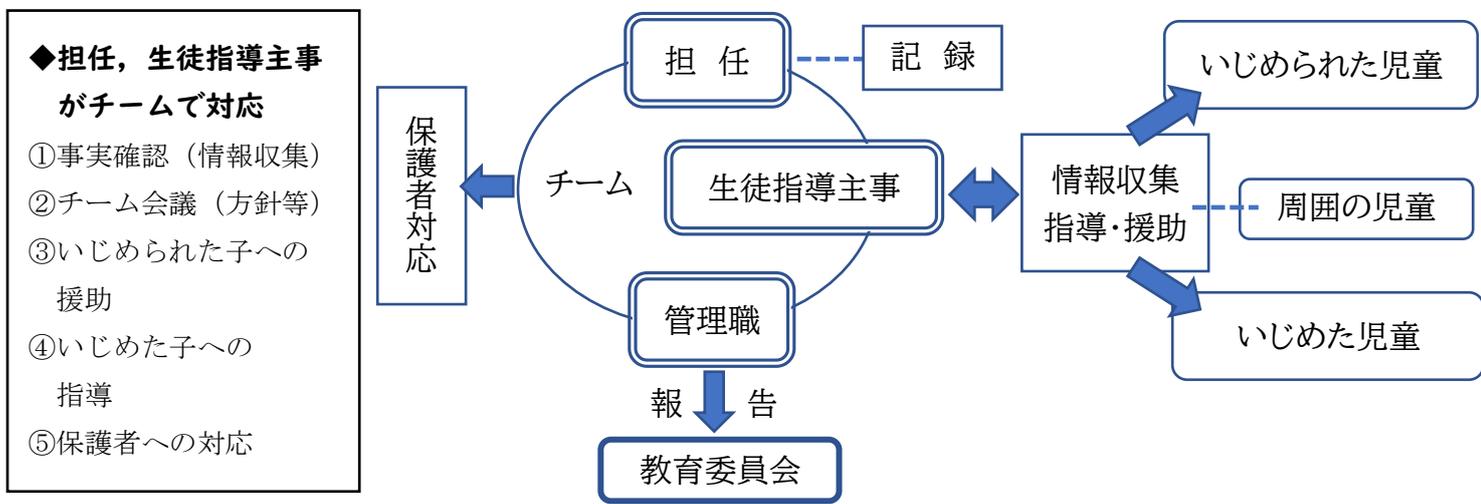
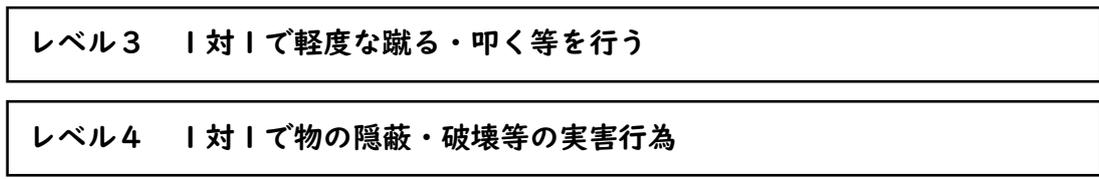
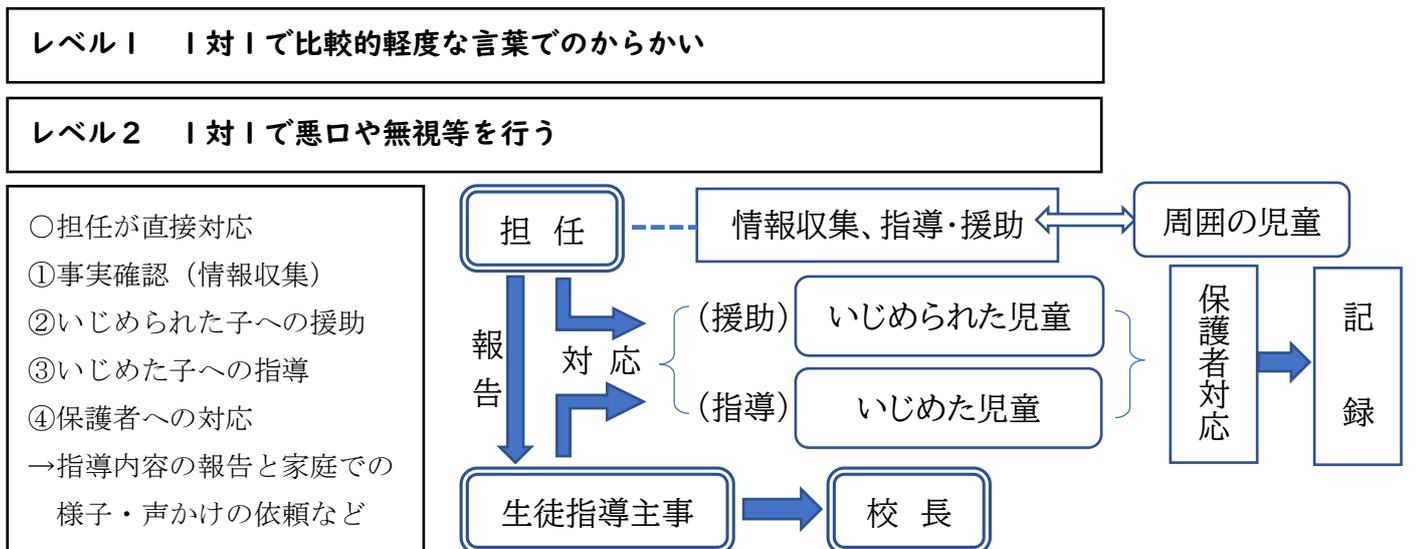
6 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対し、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。また、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

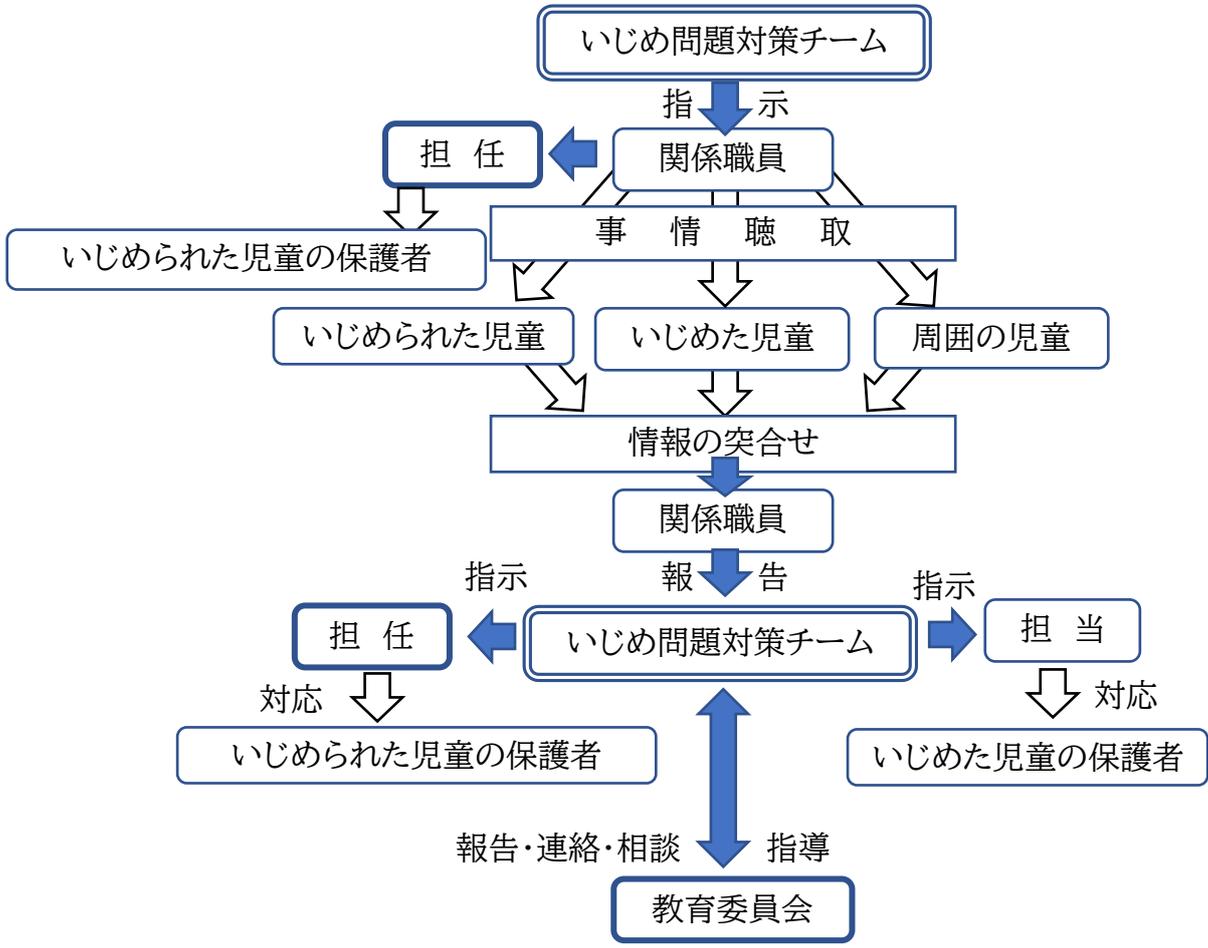
= 「いじめのレベル」と「対応」 =





レベル5 数名での軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等を行う

レベル6 数名での軽度な暴力を伴う行為や物の隠蔽・破壊等の実害行為を行う

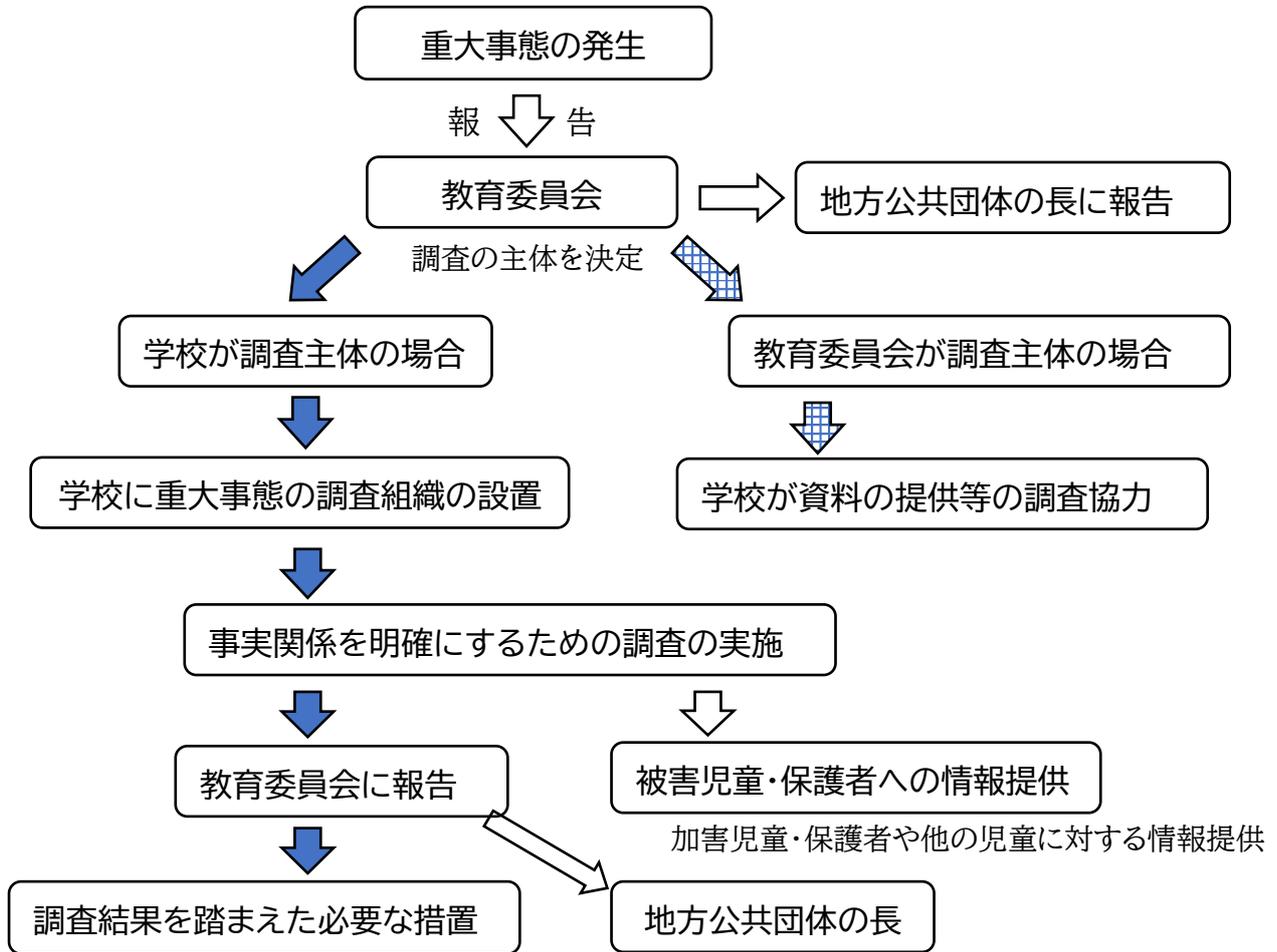


- ◆いじめ問題対策チームが対応**
- ①事実関係の正確な把握・情報収集
 - ②関係教職員は、情報を突き合わせ、生徒指導主事（校長，教頭）に報告
 - ③管理職は、担任等に保護者対応を指示
 - ④生徒指導主事は資料を作成し、生徒指導部を招集
 - ⑤生徒指導部で問題状況の把握理解・見立てによる指導・援助方針の共有
 - ⑥教育委員会への報告・連絡・相談（指示を仰ぐケースを含む）



重大事態

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺企図など）
- （レベル7以上）・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査着手。）
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



- ◆教育委員会・各専門機関と連携し対応する。
- ① 重大事態の発生報告
 - ② 調査組織の設置・・・教育委員会が調査の主体（学校 or 教育委員会）や第三者の参加体制を判断
 - ③ 調査組織で調査を実施・・・客観的な事実関係を速やかに調査
 - ④ いじめられた児童と保護者に対する情報提供
 - ・適時、適切な方法で経過報告
 - ・関係者の個人情報に十分配慮
 - ・調査対象の児童や保護者の調査について説明
 - ⑤ 調査結果を教育委員会に報告
 - ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

(1) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を講ずる。
- ・上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に伝える。
- ・教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子どもの気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につながるようにする。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心理や福祉の専門家等の外部専門家の協力が必要な場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

【家庭】

- ・学校とともに当該児童を必ず守り通すという姿勢を示す。
- ・本人の話を冷静にじっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

(2) いじめられている児童の保護者への対応

【学校】

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある迅速な対応を心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と同様の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止める。
- ・学校として、当該児童を必ず守り通すことを十分伝える。
- ・いじめからの救済と回復を見通した対応策について説明し、共通理解の上で協力体制を構築する。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行

うなどして、解消するまで継続的に保護者と連携を図る。

- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席や別室登校を認めることを伝える。
- ・過程においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(3) いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて、市教育委員会に外部専門家の協力を依頼して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめ瓦解したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって、解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに本人が十分に理解できるようにする。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

【学校】

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせ

る。

- ・教師が仲介役になり、いじめられている子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分伝えていくよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考えるよう要請し、必要に応じて具体的に助言する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

【学校】

- ・いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、ほかの事情も考慮し、各校の「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

① 解消の要件

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

② 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

7 インターネット上でのいじめ対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に情報モラルの指導ができるよう体制整備を進めていく。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者には、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう要請する。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

① 対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

メールで いじめられている	①メールを消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。 ※自分でやりかえしたりしない。余計にひどくなる。 ※なりすましメールの可能性もあるので、決めつけない ※送信元のアドレスを確認する。 ※送信元が判明した場合は、関係者を交えて話し合う。 (知らない人の場合、着信拒否設定にしたり、アドレスを変更したりするの もよい)
------------------	---

	③家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。
書き込みで いじめられている	①問題の画面や文面を消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。 ※掲示板などの賛理者、あるいは掲示板等を提供するプロバイダ(インターネット接続業者)に連絡して、書面で削除依頼する。 ※削除依頼に応じてもらえない、削除依頼ができない場合、または、削除依頼してもおさまらないときや、家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。
チェーンメール がきた	①直ぐに家族に相談し、だれにも送らず、すぐに消す。 (まちがって転送しても、お詫びのメールを送らない) ② どうしても不安なときは、財団法人日本データ通信協会(迷惑メール相談センター)が用意している、下記の「転送先アドレス」に転送する。 http://www.Dekyo.or.jp/soudan/
架空請求などが きた	① 消さずに残しておいて、すぐに家族に相談する。 (できれば印刷しておく。ハガキの場合は捨てずに保管しておく。) ② 全く覚えのないときは無視する。 確かめようと思ってこちらから絶対に連絡しない。 ③ 不安なときやわからないときなどは、消費生活センターに相談する。

② 児童への対応

被害者本人への対応(不安の共感的理解)、加害者への対応(書き込み者が特定されている場合)、当事者以外の児童への指導(必要と判断した場合)等についてインターネット上の対応と並行して行う。

③ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

8 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

- ・国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(2) 保護者の責務等

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(「法」第9条第1項)
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。(「法」第9条第2項)
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。(「法」第9条第3項)

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・相当の期間は、年間30日を目安とする。
- ③ 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査結果の提供

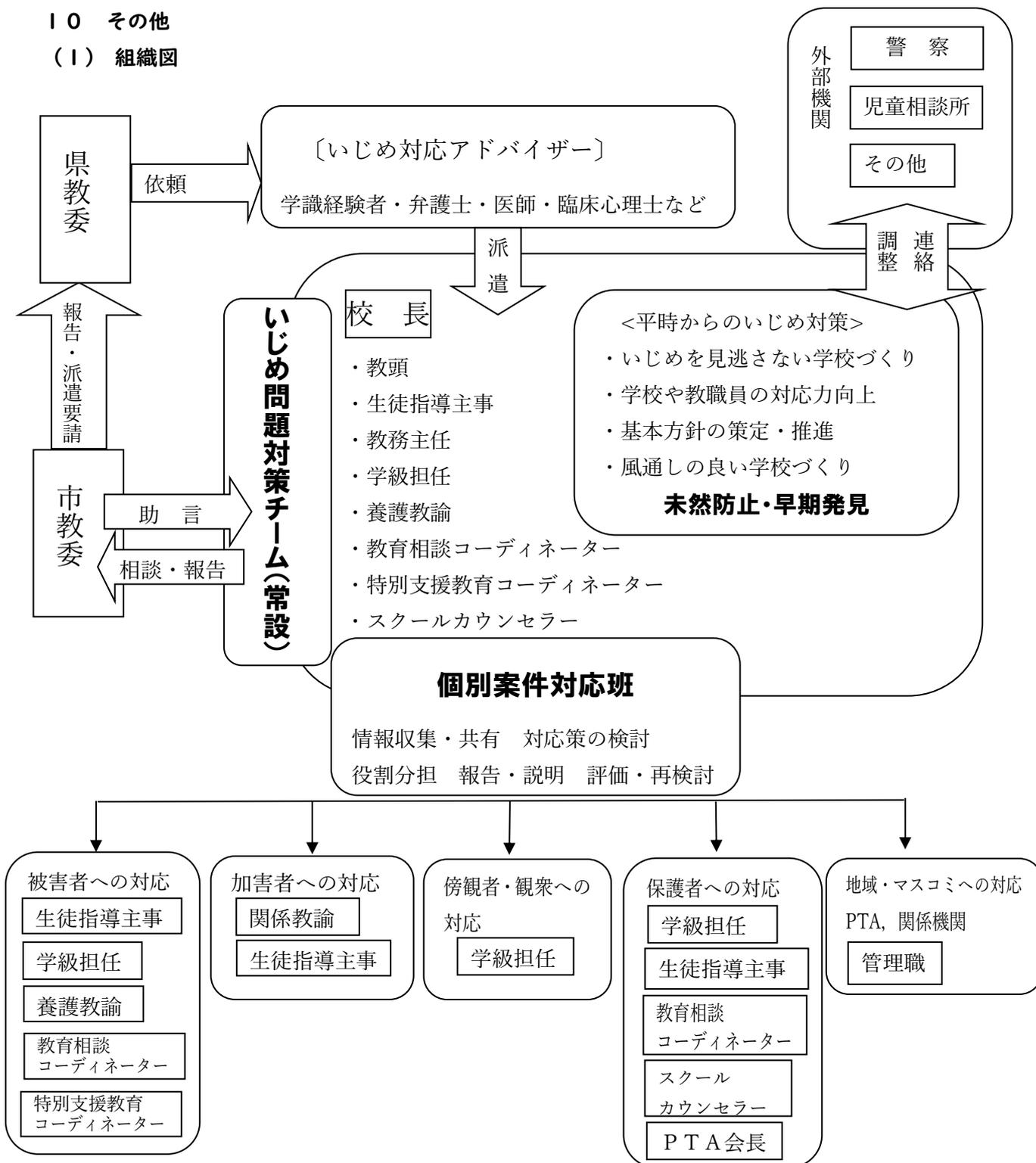
- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

10 その他

(1) 組織図



(2) 主な相談機関

	相談機関 (所属)	電話番号	受付時間	・主な内容 ※コメント
1	24時間子供SOS相談テレホン (文部科学省) (石川県教育委員会学校指導課)	0120-0-78310 076-298-1699	3 6 5 日 2 4 時間	※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。 ※たとえ、つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。
2	いじめ相談窓口 (石川県教育委員会学校指導課)	076-225-1830	月～金 9:00～17:00	※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。
3	こころの健康に関する相談 (石川県こころの健康センター)	076-238-5750	月～金 8:30～17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加などの相談 ・ひきこもりの悩み
	こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	076-237-2700	3 6 5 日 2 4 時間	
4	石川県家庭教育電話相談 (石川県教育委員会生涯学習課)	076-263-1188	月～土 9:00～13:00	※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。
5	石川県七尾児童相談所 (厚生労働省)	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園に行きたがらない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうがお待たせすることなく、ゆつくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は24時間365日対応しています。
6	子どもの人権110番 (法務省) (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話対応)	※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。 「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。
	子どもの人権SOS-eメール (金沢地方法務局)	https://www.jinkenn.go.jp/kodomo	3 6 5 日 2 4 時間	
	子どもの人権SOSミニレター (金沢地方法務局)	各学校に設置してある用紙を利用		
7	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	3 6 5 日 2 4 時間	※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に24時間対応しています。お気軽にお電話ください。
8	七尾市教育研究所 (七尾市教育委員会)	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校などに関する相談。 ※来所相談は要予約。
9	児童・ひとり親・女性相談 (七尾市子育て支援課)	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15	・子育て・育児不安等に関する相談。
10	オアシスライン(七尾市・中能登町) 〈親と子のなんでも電話相談室〉	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00	・悩んでいること、困っていることなどの相談。
11	チャイルドラインいしかわ (NPO チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	※18歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。 ※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさんの受け手がいるので、次にかけてときに同じ受け手と話が出来るとは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒です。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。
12	いのちの電話 (法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日10:00～22:00	・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口
		0120-783-556	毎日16:00～21:00	
13	よりそいホットライン (法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	3 6 5 日 2 4 時間	・相談員に電話やSNS等で悩みを相談できる窓口

